

欧州と社会システム

— 史的展開を中心に —

木村 武雄*

Europe and Social Systems

— With Viewpoint of History —

Takeo KIMURA *

Abstract

The paper discusses the two systems (political and religious system) of social systems. From viewpoint of history, the two systems are discussed on the basis of empirical observation. Traditionally the study have ignored the eastern part of Europe. And I discuss the study from both western and eastern european points. Quo vadis Europa? When the Cold War ended and the EU accession of the eastern part of european counties seemed certain. It arose widely this very question in Europe.

抄 録

本小論は、社会システムのうち、政治、宗教の2つのシステムを分析する。これら2つのシステムは、欧州の歴史を踏まえて、記述する。欧州のシステムは、西欧を中心に展開されたことは事実である。しかしながら、欧州の東半分の発展も重要である。冷戦が終結し、EUの東方拡大に伴い、回教国トルコの加盟問題等がある。

キーワード：シュラフタ民主主義、コシツェの特権、ニェシャヴァの特権、ニヒル・ノウイ、ヘンリク条項、シュラフタ共和国、協約、自由拒否権、人身保護律、多数決

Key words: Szlachta Democracy, Przywilej koszcki, Przywilej nieszawski, Nihil Novi, Artykuły henrykowskie, Rzeczpospolita szlachecka, Pacta Conventa (Pakta konwenta), Liberum Veto, Neminem Captivabimus, Większość głosóm (majority vote)

1. はじめに

欧州の発展は、国家としてのシステムが強

化されて、発展し、今日では、超国家的機関の設立によって、現代に至っている。従来の分析はややもすると、西欧中心に偏重しEU

* 情報コミュニケーション学部非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

として見がちである。そこで、本小論では、より広い視座から露・東欧のシステムの発展をも含め展望することにする。

本小論に於ける経済体制¹⁾とは、社会システム(後述)に於ける(そのサブ・システムである)経済システムのことを指し、「配分システム」「生産システム」及び「経営システム」を包括している²⁾。

経済体制論³⁾とは、一国に於けるミクロからマクロに至る経済システムの全体を分析し、それとの関連で政治体制と社会構造を分析することである⁴⁾。私は、狭義の「経済体制論」は、資本主義と社会主義との体制を比較することを指し、広義の「経済体制論」は、これらを含め、社会(経済)システムを分析対象とすることと捉える。ではシステムとは何か。システムとは、「N個の要素 X_i (但し、 $i=1, \dots, n$)が有機的に組み合わせられた仕組み」と定義される⁵⁾。

この仕組みが社会のなかで一定時期にわたって定常されたものを制度という⁵⁾。また社会システムは家族、経済、政治、教育、宗教、法律の6つの制度によって構成され、それぞれ有機的な関係をもっている⁶⁾。これらに軍事(外交)、大量媒体(チェック)、文化、資源(食糧)の各システムを加え、都合10のシステムがある。そのうち政治、宗教、の分野を取り上げることにする。

従来、経済学では「制度」をゲーム⁷⁾の「ルール」と見なす立場と、ゲームの「結果(均衡)」と見なす立場とが対立してきたが、比較制度(体制)分析では、後者の見地をとる⁸⁾。

また新古典派経済学⁹⁾では、技術・嗜好・資源存在量といったパラメーターが与えられれば、完全競争的な価格メカニズムが、パレート最適な資源配分を均衡として生み出すと考えられてきた⁹⁾。したがって、完全競争的な市場制度が、普遍的に有効な制度配置ということになる⁹⁾。しかし、比較制度(体

制)分析では、ゲームには様々な効率的・非効率的な均衡があり得るので、制度の配置も多様であると考えられる⁹⁾。

2. 政治システム

政治思想の泰斗シェルドン¹⁰⁾によれば、西欧政治学は、プラトンのギリシャ哲学から派生し、中世のキリスト教の関連で発達した。そして、近世に入り、近代国家成立過程で、西欧において理論構築されていった。しかしながら、キリスト教は1054年に西のローマ・カトリックと東方正教会に分裂し、それ以降両者は約1000年にわたって宗教上の攻防を繰り返し、公式に交流することはなかった¹¹⁾。そしてこのキリスト教世界の分裂は、欧州概念を考える際に大きな問題を残した。ランケ¹²⁾に代表される歴史観、つまり、西欧が欧州の概念として捉える考えをとった。カロリング朝による神聖ローマ帝国の影響を及ぼした西欧的欧州を「欧州」と理解し、ビザンチン世界の存在を欧州史から排除する立場がある¹³⁾。そこで、本小論は、バランスある立場から、政治システムは、英国に於ける英国型民主主義、ポーランドに於けるシュラフタ民主主義、米国に於ける米国型民主主義の3つに分類して分析することにする¹⁴⁾。

2. 1 英国型民主主義¹⁵⁾

英国型民主主義は、2つの政治革命(清教徒革命、名誉革命)を取り上げ、国王と議会との権力闘争の過程から、議会制民主主義の成立過程をみることにする。

2. 1. 1 清教徒革命(1640・42年)¹⁶⁾

「巡礼始祖」の清教徒を北米へ移住させたように、スチュアート朝のジェームズ1世が国民に国教を強制し清教徒を弾圧したことが、清教徒革命の原因の一つとなった。

議会は、1628年、「権利請願」を提出して

王権の抑制を試みたが、逆にチャールズ1世は以後1640年に至る迄議会を召集せずに専制政治を展開した。「権利請願」には、議会の承認なしに税の徴収をしてはならないことや、国民を法律に基づかないで逮捕しないことが明記されている。国王はスコットランドの反乱の為に軍隊を派遣する必要に迫られたが、戦費の調達することができず、1640年4月13日に止むなく議会を召集した。その議場では国王と議会側の対立が激化した。軍隊統帥権、行政監督権、教会支配権等を国王に要求した為、国王勢力と議会の対立が深まり、遂に武力衝突した。議会派内の独立は、1649年1月30日チャールズ1世を処刑した。これにより独立派のクロムウェルが国王に代わり、軍事独裁政権が誕生した。しかし、この政権は彼の死亡とともになくなった。

2. 1. 2 名誉革命 (1688年)¹⁷⁾

議会は、チャールズ1世の子を亡命先のフランスから呼び寄せ国王とした。この王政復古は、議会の求めたものでなかったため、議会で対立したトーリー党とホイッグ党は、オランダのオレンジ公ウィリアムに対して、「英国人の自由と新教を擁護する為」に要請した。1688年11月名誉革命が成立した。1689年2月は、議会はウィリアムとメアリーに権利宣言を承認させた。これは王権の抑制と政治的自由を保障した権利章典、議会による軍隊の統制を規定した軍罰法(1689年)、更に王位継承権について定めた王位継承法(1701年)等を骨子とする。実質的に議会の政治的役割が大幅に強化され、議会こそが民主主義の過程として重要な要素となった。

英国型民主主義は、1640年の清教徒革命から1688年の名誉革命の間に確立された。これらの2つの革命は、基本的には国王権力と議会権力の抗争であり、その過程で議会の主権が確立されていった。又国王といえども「法に従うべし」という法治主義の原則が確立さ

れた。英国の革命は新たな政治社会を創造する為の革命でなく、伝統的政治システムを維持する為の革命であった。マックス・ヴェーバー¹⁸⁾によればの語法に従えば、まさに「伝統主義的革命」の典型的事例であった。英国に於ける伝統的政治システムとは、国王と議会が共に他を完全に否定することなく、協力関係を維持していくシステムである。革命後の英国政治の歩みは、この伝統的政治システムの枠組みを維持しつつ、数々の政治的慣行の積み重ね、或いは議会制定法を通じて徐々に現代の民主的政治システムに到達するプロセスなのである。

2. 2 シュラフタ民主主義¹⁹⁾

「シュラフタ民主主義」の民主主義とは、近代にみられる、全国民が享受する意味の民主主義ではない²⁰⁾。啓蒙思想家のルソーは、18世紀末のポーランドについて、「ポーランド国民は、全てであるシュラフタ、無である町民、無以下である農民の3つの身分からなる²¹⁾」と述べている。シュラフタは所謂騎士階級で、よい家柄と領地を有したが、ポーランドではシュラフタ身分に属する者はその領地に関わらず対等に扱われ、セイム(三分制議会)では同じように1票を行使した。その為、町民や農民を除いた貴族の間では、平等であるとする意識が強かった。つまり、町民と農民を除いた貴族の間では、平等だったことを「シュラフタ民主主義」と称した。これは、1573年ヤギェウォ朝で男系断絶した時、貴族の中から、選挙により国王を選出する選挙王朝が始まった。そしてポーランド三分制が完了する1795年に国の存在とともに無くなった。このポーランドの選挙による国王選出制度は、英国の議会制民主主義のスタートとされる清教徒革命より67年前に始まった。ポーランドでは、14世紀から始まる国王とシュラフタの権力闘争の過程でシュラフタの民主主義が確立されていった。17世紀英国国民

君主主義確立の歴史が、国王と議会との確執の過程であったことと同様である。しかしながら、英国議会が国王に承認させた「権利章典」や軍罰法は、それより200年以上前のポーランドで実現したことは驚きに当たる。

2. 2. 1 コシツェの特権 (1374年) *Przywilej koszcki*

カジミェシュ3世の後を継いだ甥のハンガリー王ラヨシュ1世も嫡男に恵まれず、彼の娘の何れかにポーランド王位を継承すべく、コシツェでシュラフタに譲歩して、彼らに最初の特権を約束した。これによりシュラフタは免税特権（城砦修理義務と鋤税 *poradne* [領地の農民保有地に対して、1ワン当たり年2グロシュ] 以外の税負担を免れた）を得た²²⁾。

2. 2. 2 チェルヴィインスクの特権 (1422年)

リトアニア大公ヤゲウォは1386年キリスト教の洗礼を受け、ポーランド王女と婚姻し国王（ヴワディスワ2世）に即位した（在位1386-1434）、ポーランド王国は、1410年グルンヴァルト²³⁾（タンネンベルク²⁴⁾）の戦いでドイツ騎士団に大勝する。1420年ボヘミアでフス戦争が勃発。ヤゲウォはフス派からのボヘミア王位就任要請をシュラフタの反対によりこれを断る。1422年チェルヴィインスク（Czerwinski）で、シュラフタの人身保護律（*Neminem Captivabimus*、つまりシュラフタの領地没収や逮捕は裁判のみによること）が決められた²⁵⁾。

2. 2. 3 ニェシャヴァの特権 (1454年) *Przywilej nieszawski*

ドイツ騎士団との13年戦争（1454～1466）の最中の1454年にポーランド王国カジミェシュ4世はシュラフタの遠征拒否への特権として、ニェシャヴァ（Nieszawa）に於いて、

貴族の特権を承認せざる得なかった²⁶⁾。この特許状は、新たな課税、立法、動員について地方議会の事前の了承を条件とするもので、議会によるポーランド王権の立憲的制限の出発点となった²⁷⁾。ポーランドでは、この1454年から1764年或いは1795年までの国家形態は「シュラフタ共和国 (*rzeczpospolita szlachecka*、ジェチポスポリタ・シュラフェツカ)」と呼ばれている。

2. 2. 4 二院制の確立 (1493年)

そして次のヤン1世オルブライト（在位1492-1501）が召集した議会から、地方議会より選出されてきた代議員によって代議院（下院）が形成され、従来までの国王評議会である元老院（上院）と並んで、二院制が確立した。

2. 2. 5 ニヒル・ノウィ (1505年) *Nihil Novi*

アレクサンドル治世下（在位1501-1506）に開催された1505年のラドム議会で、国王は二院の同意なくしては法を制定できないことが規定されて、二院制議会の存在が公式に認められた。議会中心の国政ニヒル・ノウィ（*Nihil Novi*、セイムの同意なしに法の変更は行わない由を定めたラテン語の条文の冒頭の2文字をとって条文名としてのもの、*nihil=nothing, novi → nosco=consented*）が重要である。この法により、国王、元老院 *senat*、代議員 *izba poselska* の三身分による立法機関として法的に位置づけられることになる²⁶⁾。そしてシュラフタ勢力の経済的地位の拡大に伴い、シュラフタ層と大貴族と間で、権力闘争が続けられた。

2. 2. 6 全シュラフタの直接参加による国王選挙制度 (1573年)

ヤゲウォ朝断絶後の空位期（1572-74年）の1573年1月にワルシャワで開催された議会

で、貴族全員に平等な国王選挙権と被選挙権を与えるという原則が承認された。また1573年から、貴族は木材、カリウム、鉱山採掘の排他的権利を国家より得た²⁸⁾。貴族は塩をいつまでも特別な価格で購入できた。

2. 2. 7 ヘンリク条項 (1573年)²⁹⁾ *Artykuły henrykowskie*

選挙王は、最初に選出されたポーランド王であるヴァロワ家のヘンリク（在位1573-1574）に因んで、9つの条項からなる「ヘンリク」条項 *Artykuły henrykowskie*（ポストトゥラータ・ポロニーカ）が制定された。次の治世以降、この条項は、不変の憲法的協約（国王と貴族との間の）として、制定された。

1) 現国王の家族事情とは関係なく、将来の国王を自由に貴族が選出する権利。2) 国王の宣戦布告の権利、課税の全権限、国家総動員 [ルベアンマス *levée en masse*³⁰⁾ [仏]（全てを召集する権利）を貴族が承認する権利。3) ルブリン連合³¹⁾として、セイムの常設委員会がワルシャワ連邦法に明文化された信教自由の原則 *principle of toleration* により召集されること、そして4) 16名の常設元老員は国王でなく、貴族によって指名されること。5) 国王が宣誓に背いた場合、国王に従わない、貴族の抵抗権が明文化された。

2. 2. 8 パクタ・コンヴェンタ *Pacta Conventa* 協約 (1576年)

1576年2回目の選挙で選出されたステファン・バトリ *Stefan Batory* が、追加的条項（パクタ・コンヴェンタ *Pacta Conventa* 協約）を議会と話合って制定した。それらは、バトリの選挙中になされた特別の約束 [外交政策、王家の財産管理に関しての] に関連していたが、新たに追加されなかった。共和国の残り期間、「協約」と「ヘンリク条項」の言葉は混同して使用された。

2. 2. 9 リベルム・ウエト *Liberum Veto* 自由拒否権 (1652年)

1652年議会で、リトアニアのウビタ郡出身のシチンスキという議員がリベルム・ウエトを初めて行使して、議会を流会させた。このリベルム・ウエト (*Liberum Veto*、ラテン語) はポーランドのセイムで行われた自由拒否権で、一人の議員が反対すれば、審議自体が停止するというものである。これは、消極的な満場一致制から確立したものである。この拒否権が議会を機能不全に陥らせて、ポーランドの国の存亡に係わった点も否定できない。しかし、合意による国家の運営という原則が、広範な多民族国家の自己解体を防いだ点も忘れることが出来ない。1791年の5月3日憲法で多数決制 [4分の3、3分の2、過半数³²⁾] が導入され、自由拒否権は廃止された³³⁾。しかしながら現代でも、国連安全保障委員会の常任理事国では、拒否権という制度は生きている。蛇足ながら、*veto* は英語 *ヴェートウ* という発音だが、元々「私は拒否する」*I refuse* という意味のラテン語 *veto* ウェトから派生している³⁴⁾。現代では、ブキャナンの公共経済学で、この民主主義的過程の経済学への応用、投票ルールを通じた民主主義のコストと理解されている³⁵⁾。

2. 3 米国型民主主義

英国の植民地から独立した米国の建国の精神から、今日までの米国の政治システムつまり民主主義の本質をみることにする。

2. 3. 1 ボストン一揆事件 (1773年12月16日)³⁶⁾

北米で英国とフランスの覇権争いが1754年フレンチ・インディアン戦争、1756年から7年戦争が勃発した。これらの戦争は英国の勝利に終わった。その一連の戦費を調達する為、植民地だった米国の人々に対し1765年に印紙法を制定した。67年には茶・ガラス・紙・

鉛・塗料等に関税をかけるタウンゼント諸法を制定した。これに対して、植民地側は「代表なくして課税なし」という決議で反対し、印紙税を撤廃させた。タウンゼント諸法は茶税だけを残して、タウンゼント諸法を廃止した。1773年12月、輸入を独占していた茶を積んだ東インド会社の貿易船からインディアンに扮したボストン市民が、茶箱を海へ投げ捨て、英国に抗議したボストン一揆事件。このことから英国との米国独立戦争が始まった。米国建国の根本は、「納税対価主義」と理解できる。

2. 3. 2 マンハッタン計画 (1942年6月)³⁷⁾

ナチス・ドイツが先に核兵器保有する事を恐れた亡命ハンガリー系ユダヤ人物理学者レオ・シラード (コロンビア大学研究員) が、1939年同じ亡命ユダヤ人の著名なアインシュタインらの署名を借りてルーズベルト大統領 (Franklin Delano Roosevelt) に原爆開発を進言したことに始まる。当初はルーズベルト大統領は関心を示さなかったが、英国からの情報により、42年6月国家プロジェクトとして着手した。責任者はレズリー・リチャード・グロヴズ (Leslie R. Groves) 准将で42年9月に着任した。計画に参画した科学者のリーダーは物理学者のロバート・オッペンハイマーで、ニューメキシコ州ロス・アラモスに研究所設立が42年11月だった。全米の研究者が集められたが、秘密主義が貫かれ、情報の隔離が徹底された。個々の科学者に与える情報は個別の担当分野のみに限定され、全体を知るのは上層部のみというグロヴズの方針には、自由な研究を尊ぶ科学者からの反発も強かった。この計画に対して多額の資金 (当時の価格で19億ドル) が投入された。米国が世界で初めての原子爆弾を開発し、7月16日にトリニティ実験を行い、成功、実戦配備となった。しかし、当初の目標としたナチス・

ドイツは、1945年5月7日に無条件降伏しており、原爆の投下は、まだ降伏していない日本に向けられた。もし、原爆を使用しなかったなら、19億ドルという巨額の国費、12万人に及ぶ多くの科学者、軍人、民間人が参加しており、この計画の正当性が議会の追求の的になることが予想された。米国の原爆投下は、人類に対する最大の罪であるが、いろいろな理屈をつけて正当化した。これにより、日本に戦争を止めさせ、米兵の命を百万名救ったとか、最近では日本人の命を百万名救ったとか云っている。1945年3月、連合国によりドイツが原爆を開発していない確証が得られると、ジェイムズ・フランクやシラード達は、フランクレポート等、対日戦での無思慮な原爆使用に反対する活動を行った。しかしながら、結果的には、巨額の税金を投じた原爆開発計画は、米国の「納税対価主義」の原則を前に降参した。

3. 宗教システム³⁸⁾

ブルクハルトでは、宗教は人間性の不壊 (ふえ) な形而上学的表現である³⁹⁾。彼はキリスト教そのものに不信を抱いた。本来の信仰から離れ、政治的な国家の道具にされてきたからであった。宗教システムは、ある時は国の脅威になると、禁止され、ある時は有益と見なされると、それが、国の発展や外交的手段として使われた。中世の頃は、キリスト教は科学技術の発展にマイナスに作用した時もあった。しかし、このシステムは、普及すると、今度は宗派間の戦争でなった。特に、キリスト教は、本質的に正統か異端かを問う宗教でもあった。そこで、近代国家成立の過程で、政治に宗教が関与しない、政教分離政策が確立された。キリスト教の旧教と新教の間で、政教分離で合意ができて、キリスト教とイスラム教の争いは回避できなかった。戦後社会主義諸国は、「宗教はアヘン」と見

なされ、宗教を禁止した為、当局と宗教団体との対立があった。これは一部の社会主義国では、社会主義運動の過程で個人崇拜が唱導され、ある種の宗教化した側面をもった為であった。しかしながら、ポーランドのように、社会主義政権が、最初は弾圧したが、妥協し、自分らの失政を補う手段として使用した。反体制運動を下支えし、社会主義政権を打倒する原動力となり、そして終いには、刃（やいば）となった。またEUは、その発足の時点から、欧州の精神であるキリスト教が暗黙のうちに、紐帯としてあった。そして、欧州はたびたび、イスラム勢力の侵略を斥けてきた。歴史的仇敵が、欧州の仲間入りするかも事態になってきている。トルコのEU加盟交渉が始まっており、EUの非キリスト教国の加盟という難題を抱えている。では、事例で検証してみることにする。

3. 1 マルクス・アウレリウス帝⁴⁰⁾

ローマ帝国は、マルクス・アウレリウス皇帝⁴¹⁾(在位161-180年)の時代、帝国内で、キリスト教が更に信者を増やし、社会の上層部迄浸透した。キリスト教は、帝国の迫害から、優勢へ転じた。大方のエリート階級からみると、国家の存続を危うくする存在だった。というのも、信仰の観点からローマの威信は神の摂理に基づいたものであり、また現実には、ローマの政治的結束は、国家宗教と神聖なる皇帝への崇拜を維持することに掛かっていたからである。マルクス・アウレリウスは、個人的にはストア派哲学の信奉者であり、自ら『自省録』を著した。このことから、キリスト教と非信者のローマ人との融和がなされ、公式的にキリスト教が、旧来の宗教にとって代わることを可能となる道を開いた。395年テオドシウス帝⁴²⁾はキリスト教を国家宗教と布告し、ローマ在来宗教をかつてキリスト教が認知されない地位に陥れた。キリスト教の司祭は国家に仕える身分となった。

3. 2 ポーランドのキリスト教国⁴³⁾(966年)

955年レヒフェルトの戦いでハンガリー人を敗ったドイツ国王オットー1世 Otto I (在位936-973年)は、戦勝で確立した権威を背景に、962年ローマ皇帝の地位に就いた。すなわち、神聖ローマ帝国⁴⁴⁾の成立である。また、同じ年、スラヴ人に対する布教の根拠地としてマゲデブルクに大司教座の設置が認められていた。ポーランドにとって、西方からの脅威であった。

ポーランドのミェシュコ1世 Mieszko I⁴⁵⁾(在位960頃-992年)は、交易路との関連で、バルト海への勢力拡大を図り、ゲルマン族の国神聖ローマ帝国に対抗する為、965年同じ西スラヴ族のボヘミア侯ボレスラス1世 Boleslav I⁴⁶⁾(在位929-967年)の娘ドウヴラフカを妃に迎え、同盟関係を締結した。キリスト教徒であった妻の感化やドイツ人宣教師の影響により、翌966年に洗礼した。その結果、ザクセン家のオットー大帝と友好関係を築くことができ、ポーランド ドイツ間の緊張関係が解かれた。

3. 3 ヴェストファーレン条約(1648年)⁴⁷⁾

このヴェストファーレン条約により、欧州に於ける宗教の政治的独立の原理の確立された。1555年のアウグスブルクの宗教和議に於いて、神聖ローマ帝国議会は、各統治者の宗教をその領域の宗教とすることで、ルター派の信仰を認めた。この決定に新旧両派とも、この取り決めに満足せず、30年戦争(1618-1648年)が勃発する原因を作った。16世紀の段階で、人々は、一応言葉の上ではラテンの中世の普遍主義から離れたかのように思えた。カトリック普遍主義とプロテスタント普遍主義の対立の構図となった。これらの普遍主義は、ヘレニズムやオリエント等の異教の文化や学問を進んで取り入れた柔軟で包容力のある中世のそれと異なり、ひたすら厳格で

排他的であった。己の普遍性を主張して他を排すれば、武力闘争に至る。こうして、「新旧両教派の対立」はドイツを主戦場として、各国を介入した「最大にして最後の宗教戦争」となった。1648年ヴェスト・ファーレン条約が締結され、終焉した。これにより、宗教の政治的独立が欧州の近代国家としての規範となった。

3. 4 反体制運動を支えたポーランド・カトリック⁴⁸⁾

1980年7月1日ポーランド政府は、価格差補給金を解消するため、食肉を30～60%引き上げた。各地でストが頻発した。8月14日グダンスクのレーニン造船所の労働者1万6千人がストに突入した。17日、労組は政治的要求をも掲げて、統一労働者党政権と対峙する。17ヶ月間、国民の大多数は「連帯」に期待したが、結局翌年の12月13日戒厳令が発令され、自主管理労組「連帯」は、非合法となる。

1976年2月16日に改正された1952年7月22日のポーランド憲法では、市民に先ず「良心の自由」がついでに「信仰の自由」が保障されている（第82条1項1文）⁴⁹⁾。教会と国家との分離を確認した上で教会に対する国家の関係の原則並びに宗教団体の法的地位及び財産上の地位は、法律でこれを定めることになっている⁵⁰⁾。1976年の憲法改正以前、1974年7月の決定により同国の教会と国家との関係正常化にローマ教皇庁も責任を負うことになった⁵¹⁾。第二次大戦後、国家とカトリック教会は緊張関係にあった。1945年9月16日バチカンとの外交関係を絶った。49年7月1日教皇庁、共産党員破門令を出す、8月5日良心の自由保護令、カトリック教会への圧迫開始。53年2月9日政府、教会の人事権を掌握、聖職者への国家への忠誠を義務化。同年9月26日、カチマシタ司教ら高位聖職者の裁判、首座大司教ヴィシンスキ

〔Wrszyński Stefan (1899–1981)〕を逮捕。56年10月ゴムウカ〔Gomułka Władysław (Więsław) (1905–82)〕政権が復活すると、10月28日ヴィシンスキ他聖職者の釈放。78年10月16日ポーランド人教皇（ヨハネス・パウルス2世〔Johannes Paulus II、前名 Karol Wojtyła (1920–2005. 4. 2、教皇在位 (1978–2005)〕の誕生。ポーランドのカトリックは、様々な困難を経験したが、他の東欧諸国の教会のような迫害を受けたことはなかった。これはカトリック教会の伝統を反映している。同教会は、国民の9割のカトリック教徒であるので、国民的性格をもっている。国家との間には様々な妥協の方策が採られた。連帯が非合法になってから、教会主導の反体制活動がなされた。連帯の多くの指導者は、教会に匿われた。当局も聖域である教会までには踏み込まなかった。連帯の多くの指導者は、体制転換後に活動が温存された。米国のCIA支援の下に国内に持ち込まれた印刷機はカトリック教会の組織を通じてポーランド各地に秘密裡に設定され、そこから反体制関連の印刷物が人々にばら蒔かれた。これにより、『ペン』は武器より強し』を実行したことになり、国民は真実を知るようになった。そして民主主義な流れの加速に一役も二役も役立ったことになった。

3. 5 ケマル・パシャ⁵²⁾によるトルコの政教分離 (1924年)

トルコのケマル・パシャ〔アタチュルク Kemal Atatürk (1881–1938)〕は、職業軍人としての教育を受け、第1次世界大戦で英仏軍と戦い、戦後、東方諸州会議で(国民盟約)を作り、1920年アンカラでトルコ大国民議会を開設、同年8月オスマン朝スルタン政府に対して反乱を起こした。敗戦を契機に、イスラム国の一大近代化を一気にやってしまった。日本の明治維新に相当する改革であった。1922年スルタン制を廃止、1924年4月20

日政教分離を基本とした新憲法を發布した。この憲法は、絶対の最高国法であり、一切の宗教法は無効である。近代国家の大原則のひとつは、政治と宗教の完全な分離である。イスラム圏の多くは未だに、政教分離がなされていないのが現状である。

3. 6 EUの政教分離政策⁵³⁾

憲法は、社会秩序維持の為に政治倫理を具現化した国家の基本的価値を象徴する。だとすれば、EU憲法条約も、最も基本的な共通価値であるアイデンティティを明確に折り込むことは必要である。したがって、欧州の魂であるキリスト教を埋め込むかは課題となる。しかしながら、欧州の歴史から、近代国家の基本原則は、政教分離を確立したことも事実である。そこで、欧州各国の憲法での宗教の扱いを見てみることにする。非成典（不成文）の英国と新規加盟国の一部東欧諸国は別として、他は何れも憲法上に国家のとする宗教上の方針が明示されている。そして、非宗教国や政教分離、国家と宗教の分離、教会と国家との分離を謳う国に於いてもトルコ及び一部不明の東欧諸国を除き、全てのキリスト教人口の占める比率は5割を越える多数を示している。各国とも概して憲法に政教分離の思想が明示されている。しかし、憲法で政教分離を謳いながら、国教を規定乃至準規定している国も多い。ややもすると、EUはただ経済合理性だけを追求して、共通アイデンティティであるキリスト教という基盤を、政教分離という建前をたてに、影の存在にしているか疑問が残る。トルコのEU加盟交渉をしている最中、この最も重大な問題が置き去りにされているように少なくとも私には感じられる。

4. まとめ

欧州の政治システムは、国王に対する議会

の権利拡大から発達した。英国型民主主義は、既に200年も前にポーランドで、システムとして確立されていた。米国型民主主義は、英国からの独立の際の納税対価主義から派生している。しかし、これはややもすると、米国中心主義に陥る危険性がある。本小論で採り上げたマンハッタン計画のほかに、ヴァイルソン大統領が提案した国際連盟に米国は参加しなかったこと、ガリオア資金援助下で、米国の余剰小麦、余剰綿花が日本へ供与されたが、「贈与」なく「貸与」とあるとして、対日債務22億ドルを請求したこと。自国に役立たないとして、米国は一時国連分担金を保留したこと。米国は自国に不利だとして京都議定書に不参加表明したこと等がある。

欧州の宗教システムは、当初は政治のそのものだったが、ヴェストファーレン条約以降、政治に宗教が介入しない原則が確立した。宗教は表舞台から退席したが、局面では重要な役柄を演じる時がある。例えば、ポーランドの共産党政権時代の反体制運動は、カトリック教会が主導した。EUが憲法を作成する段階になって、回教徒の国トルコの加盟問題が持ち上がった。

注

- 1) 木村武雄『EUと社会システム－移行期経済国分析を加味して－』創成社、2006年、7-8頁。
- 2) 公文俊平「経済体制」『経済学大辞典（第2版）』II東洋経済新報社、1980年、751頁
- 3) Joseph Alois Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, New York: Harper & Brothers, 1942. (中山伊知郎、東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』全3巻、東洋経済新報社、1962年)。またシュムペーターについては北条勇作『シュムペーター経済学の研究』多賀出版、1983年を参照せよ。
- 4) 植草 益「日本の社会経済システム 問題提起」『日本の社会経済システム 21世紀に向けての展望』日本経済政策学会、有斐閣、1995年、6頁。
- 5) 植草、前掲書、7頁。

表 OSCE 諸国での憲法と宗教の関係について

国名	条文	憲法制	宗教条項	国教指定	政経分離条項	信徒率	国民投票条項	憲法規 定実施	備考
ドイツ	146ヶ条	1949	第140条	非宗教国③		P43% C45%	有り	無し	
英国	非成典			英国国教会		P44% C9.8%	(有り)	必要	
フランス	92	1958	第2条	非宗教国		C76% イスラム6.3%	有り	無し	
イタリア	139	1947	第7・8条	ローマ・カトリック	教会と国家の分離	C83% 無16.2%	有り	無し	
スペイン	184	1978	第16条	非宗教国		C95%	有り	必要	
オランダ	171	1983	第6条		教会と国家の分離	P14% C33% 無39%	無し	無し	
ベルギー	198	1970	第21条		政教分離	C90 無7.5%	無し	無し	
ポルトガル	298	1976	第41条		教会と国家の分離	C92%	有り	無し	
ギリシャ	120	1975	第3条	東方正教		98%	有り	無し	
スウェーデン	152	1975	経過規定	福音ルター教会 政教分離		福音ルター 86% C1.9%	有り	無し	
オーストリア	151	1994	第4条			C78% 無8.6%	有り	必要	
デンマーク	89	1953	第4条	福音ルター		福音ルター 87%	有り	必要	
フィンランド	131	1999	第76条	福音ルター②		福音ルター 86%	有り	無し	
アイルランド	50	1937	前文	神の存在が前提③		C92% 国2.3%	有り	必要	
ルクセンブルク	121	1868	第22条		国家と宗教の分離	C95% P1.1%			
ポーランド	243	1997	第25条	カトリック	教会と国家の分離	C91%	有り	無し	
チェコ	113	1992	不明		政教分離	C39% 無40%	有り		
ハンガリー	79	1989	第60条		教会と国家の分離	C63% P26%	不明		
マルタ	124	1964	第2条	ローマ・カトリック		C93%	有り	必要	
スロヴァキア	156	1992	第24条		国家と宗教の分離	C60% P7.9% 無9.7%	不明		
リトアニア	154	1992	第26条		国家と宗教の分離	C79% ロシア 正教 15%	不明		
ラトヴィア	116	2003	第99条		教会と国家の分離	P17% C15% ロシア 正教 8%	不明		
エストニア	168	1992	第40条		教会と国家の分離	エストニア 正教 19% 福音ルター 14%	不明		
スロヴェニア	174	1991	第7条		国家と宗教団体の分離	C86%	不明		
キプロス	186	1960	第18条		国家と宗教の分離	東方75% C1.4 P6.9	不明		
ルーマニア	152	1991	第29条		国家と宗教の分離	ルーマニア 正教87% C5%	不明		
ブルガリア	178	1991	第13条	②	国家と宗教の分離	ブルガリア 正教 86% 回教12%	不明		
クロアチア	147	1990	第41条		国家と宗教の分離	C72% セルビア 正教14%	不明		
トルコ	177	1982	第1条	非宗教的		スンニー派 99% キリスト教 0.3%	不明		
ノルウェー				福音ルター					
スイス		1874	第49条	④					
セルビア			第10条			セルビア 正教65% 回教19%			
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ						回教40%セルビア 正教 31C15%			
マケドニア		1991	第19条		正教宗教団体の国家 からの分離	マケドニア 正教67% 回教30%			
アルバニア		1950	第18条		教会と国家からの分離	回教70% ギリシャ 正教20%			
ロシア		1993	第4条	ロシア正教	宗教的組織の国家からの 分離				
ウクライナ			第35集			ウクライナ 正教, ギリシャ・ローマ, ロシア 正教			
ベラルーシ			第16・31集			ロシア 正教、C			
モルドヴァ		1994				東方正教			
グルジア			第14・19集			グルジア 正教、回教			
トルクメニスタン		1992	第1条	非宗教国					
カザフスタン		1993	前文	非宗教国					
キルギスタン		1993	第1条	非宗教国					
ウズベキスタン		1992	第31条	④					
アルメニア			第23条						
アゼルバイジャン			第18条		国家と宗教の分離				
タジキスタン			第8・26条						
モンテネグロ		1994	第11条		国家と宗教の分離				

〔引用文献〕坂本 進『ヨーロッパ統合とキリスト教』新評論、234頁。浦野起央『地政学と国際戦略』三和書籍、64頁〔原著〕ICL 国際憲法ライブラリによる各国憲法英文訳、西修「各国憲法と宗教条項」(小林昭三代表著、1995年「憲法における欧米的視点の展開」成文堂所収)、David Butler (ed.) Referendum Around the World, Macmillan, London, 『世界キリスト教百科事典』教文館、森本哲郎監修、1998, 『最新世界の国ハンドブック』三省堂より作成) ①国教を規定している国 ②準国教国 ③特定の宗派に特別の地位を付与してないもの、神の存在を前提とすることを憲法に明記している国 ④単に宗教の自由、宗教による差別を禁止を規定している国 C: カトリック (旧教) P: プロテスタント (新教) G: ギリシャ正教 (東方正協会) SU: スンニー派回教、SH: シーア

- 6) 安田三郎『基礎社会学(第3巻)社会集団』東洋経済新報社、1981年。
- 7) 利害が対立関係かいは相互関係にある個人乃至集団の意思決定と行動及びその帰結を分析する理論を指す、経済学の一分野である。
- 8) 青木昌彦「経済学は制度をどう見るか」大山道広・西山和雄・吉川洋『現代経済学の潮流1996』東洋経済新報社、1996年、23頁。
- 9) 「新古典派」は狭義的には、ケンブリッジ学派を指すが、広義的には限界学派全般、ローザンヌ学派、オーストリア学派等を指すこともある。(『経済学大辞典』第2版Ⅲ) 東洋経済新報社、1980年、515頁) (木村武雄『経済用語の総合的研究(第5版)』付希羅日英独伊西露波韓中国語索引) 創成社、49頁)
- 10) シェルドン S. ウォーリン、尾形典男他訳『西欧思想史』福村出版、1994年 Sheldon S. Wolin, *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, London: George Allen & Unwin Ltd.]
- 11) 鈴木輝二『EUへの道』尚学社、2004年、4-5頁。
- 12) Leopold von Ranke (1795-1886) は、近代ドイツの歴史学者。19世紀後半のドイツの歴史の多くは、そこからランケ派を形成した。(コンサイス外国人辞典(改訂版)、三省堂1985年)
- 13) 増田四郎『ヨーロッパ社会の誕生』啓示社、1949年。同『ヨーロッパとは何か』岩波新書、1967年; J.B. Morall, *Political Thought in Medieval Times*, London, 1968 (柴田平三郎訳『中世の政治思想』108頁以下、未來社、1975年) 及び鈴木輝二、前掲書5頁。
- 14) 社会システムの観点から、政治システムを取り上げたので、フランスの民主主義の成立過程は、敢えて割愛した。
- 15) 杉本 稔『現代ヨーロッパ政治史』北樹出版、2007年。
- 16) 杉本 稔、前掲書、14-16頁。
- 17) 杉本 稔、前掲書、17-20頁。
- 18) Max Weber (1864. 4. 21-1920. 6. 14) は、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波文庫、1989年) 等の多数の著書。20世紀を代表する社会経済学者(木村武雄『経済思想と世界経済論(第2版)』五紘舎、2004年(第2版2007年)、229-230頁(第2版)。
- 19) 木村武雄、「政治経済システムとポーランド国民」中野守編『現代経済システムと公共政策』中央大学出版部、2006年、343-363頁。及び白木太一『近世ポーランド「共和国」の再建』溪流社、2005年。
- 20) 木村武雄『ポーランド経済(最新版)体制転換の観点から』創成社、2000年2月『欧州におけるポーランド経済』(2000年10月第2刷、2003年4月最新版)、31頁(最新版)注16。
- 21) ルソー全集(白水社)第5巻「ポーランド統治論」(永見文雄訳)383頁 Jacques Rousseau, “Considérations sur le gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée”, *OEUVRES COMPLETES*, Bibliothèque de la Pléiade, N.R.F., édition publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond]
- 22) 木村武雄、前掲書、20-21頁。白木太一『近世ポーランド「共和国」の再建』溪流社、2005年、41頁。A. Maczak i inni, *Spoleczenstwo polskie od X do XX wieku*, Warszawa, 1979, s.165. 井内敏夫「ポーランドにおける3つの自由」『ヨーロッパの自由の歴史』、南窓社、1992年、261頁。
- 23) グルンヴァルドはポーランド語 (GrunWald)。 *Encyklopedia PEN w trzech tomach, tom 1*, Warszawa: PWN SA, 1999, s.769. 参照。
- 24) タンネンベルクはドイツ語 (Tannenberg)。 *Neues Grosses Lexikon in Farbe*, München: Sonderausgabe, 1991, s.834. 参照。
- 25) Norman Davies, *God's Playland-A History of Poland, Vol. I*, revised ed., New York: Oxford University Press, 2005, p.164.
- 26) loc. cit.
- 27) 細川 滋『東欧世界の成立』山川出版社、1997年、72頁。
- 28) Norman Davies, *op.cit.*, p.165.
- 29) Norman Davies, *op.cit.*, p.256.
- 30) levée en masse『小学館ロバール仏和大辞典』1988年、1416頁。フランス語で軍事用語で、「国家総動員」。
- 31) ポーランド王国とリトアニア大公国の合同を約した条約。1569年7月1日ポーランド南東部ルブリン Lublin で開かれた両国の議会で成立。両国は、1385

- 年に最初の合同条約を締結し、翌年大公ヤガイラをポーランド王に迎えたが、両国関係を安定しなかった。1564年に妥協の産物となった。そして、この関係は、単一国家を定めた1791年の5月3日憲法の採択まで続いた。(井内敏夫「ルブリンの合同」伊東孝之他監修『東欧を知る事典(新訂増補版)』平凡社、2001年、570-571頁)
- 32) 白木太一、前掲書、234~237頁、付表5、(縦最右列) 1791年5月3日憲法、(横第3行) 3. 議会の議決法、参照。
- 33) 前掲『東欧を知る事典(新訂増補版)』、564頁、
- 34) 古典ギリシャ語・ラテン語以外の言語の動詞は、所謂不定形(辞書掲載されている動詞の形)で表示するのは通常である。しかしながら、古典ギリシャ語とラテン語は、直接法・能動態・一人称・単数形で、辞書に掲載されているのが一般的である。木村武雄『『経済用語の総合的研究(第1~3版)』創成社、2002年(第3版)、100頁、注1。「veto」田中秀央編『羅和辞典(増訂新版)』研究社、1975年(9刷、初版1952年)677頁。
- 35) 木村武雄、「政治経済システムとポーランド国民」中野守編『現代経済システムと公共政策』中央大学出版部、2006年、351頁。
- 36) Boston Tea Party は一般的には「ボストン茶会事件」と訳されているが、ここでの party は「茶会」ではなく「一揆」の意味なので、本文ではそのようにした。Mary Kupiec cayton et al., edis., *Encyclopedia of America social history*, vol I~III, New York: Charles scribner's Sons, 1993, pp.76-79, 1262. 中野勝郎「代表なければ課税なし」、鈴木健次他監修『史料で読むアメリカ文化史①』東京大学出版会、2005年、336-345頁。E.S. モーガン、三崎敬之訳『合衆国の誕生』南雲堂、1976年 [Edmund S. Morgan, *The Birth of the Republic, 1762-89*, Chicago: the University of Chicago Press, 1956.]
- 37) 「マンハッタン計画」Mary Kupiec Cayton et al., edis., *Encyclopedia of America social history*, vol I~III, New York: Charles scribner's Sons, 1993, pp.646-648, 1166-1168, 2314-2316, 2325-2328, 2542-2543. 桜井元雄「原爆の開発と投下」鈴木健次他監修『史料で読むアメリカ文化史④』東京大学出版会、2005年、322-334頁。アルバカーキー・トリビュン編広瀬隆訳『マンハッタン計画 プルトニウム人体実験』小学館、1994年 [The Albuquerque Tribune/United Media, *The Plutonium Experiment*]. ロナルド・W・クラーク、久世寛信訳『原爆の誕生』みすず書房、1963年 [Ronald W. Clark, *The Birth of Bomb*, London: Phoenix House Ltd, 1961.]. レスリー・R・クロープス、富永謙吾・実松譲訳『私が原爆計画を指揮したマンハッタン計画の内幕』恒文社、1964年 Leslie R. Groves and Richard H. Groves, *Now it can be told*, Harold Ober Associates Inc. 1962]. 桜井醇児「マンハッタン計画の科学者達についてのノート」日本平和学会編集委員会編『平和の思想』早稲田大学出版部、1984年。守屋敦子『ドゥユーノウ サダコ?』よも出版、2002年。
- 38) Mark Almond et al. edis., *Atlas of Europe*, London: Times Books, 1994, 1998. [樺山紘一監訳、マークホアモンド編著、『ヨーロッパ歴史地図 第2版』原書房、2001年]
- 39) 坂本 進『ヨーロッパ統合とキリスト教』新評論、2004年、99頁。
- 40) 前掲『ヨーロッパ歴史地図』36頁。
- 41) マルクス・アウレリウス Marcus Aurelius、五賢帝のひとり、スコラ哲学に傾倒、77年にキリスト教を迫害。(『コンサイス・外国人名事典(改訂版)』三省堂、1985年、888頁)。
- 42) テオドシウス1世、Theodosius I 通称大帝 [347-95年、ローマ皇帝、在位(379-95年)。394年ローマを再統一。キリスト教を国教として、アリウス派・異教を弾圧するなどカトリック教会の発展に寄与。(『コンサイス・外国人名事典(改訂版)』三省堂、1985年、569頁)。
- 43) 木村武雄『ポーランド経済(最新版)』20頁。
- 44) 神聖ローマ帝国は、オットー1世が教皇ヨハネス12世から帝冠を受けることにより成立し、ナポレオンにより滅亡させられる1806年迄存続した。オットー1世以後のドイツ王は即位後イタリアに赴いて教皇より帝冠を受けて神聖ローマ帝国を兼ね、観念的であるが、欧州世界の俗界における最高権威の座に就いた。しかし、その支配下にあったドイツの諸侯は

- 次第に高級裁判所を初めとする国家的諸権利を獲得して自立し、13・14世紀以降各自が独立国家のような形になり、皇帝の支配は名目化した。「神聖ローマ帝国」の呼び名は、15世紀に用いられるようになった（宮崎正勝『地域から見る世界歴史年表』聖文社、1992年、313頁）。
- 45) ミエシコ1世：最初のポーランド国王とされる。（詳しくは『コンサイス・外国人名事典（改訂版）』三省堂、1985年、897頁）。
- 46) ポレスワフ1世：通称 Chrobry（勇敢王）と呼ばれた。（詳しくは『コンサイス・外国人名事典（改訂版）』三省堂、1985年、862頁）。
- 47) 山本 浩・高橋由美子編『ヨーロッパをつくる思想』上智大学出版会、2002年、89頁及び白井実穂子編『ヨーロッパ国際体系の史的展開』南雲堂、2000年。
- 48) 木村武雄、前掲書、『ポーランド経済』72頁。
- 49) 清水 望『東欧革命と宗教』信山社、1997年、122頁。
- 50) George Brunner/Boris Meissner (Hrsg.), *Verfassungen der Kommunistischen Staaten*（共産主義諸国の憲法 [ドイツ語]）、1980、S.100.u.103-4。
- 51) 第二次大戦後、ポーランド共産主義政府とカトリック教会との間に反目があり、教会はさまざまな困難を経験したが、他の東欧諸国のような迫害を受けたことはない。これはカトリック教会の伝統を反映している。ポーランド・カトリック教会はナショナリスティックな性格を強く持っていた（清水望『東欧革命と宗教』31頁注11）。
- 52) 大島直政『ケマル・パシャ伝』新潮社、1984年。及び『マイペディア百科事典』。
- 53) 坂本 進『ヨーロッパ統合とキリスト教』新評論、2004年、232-235頁。